

タクシー事業者燃油価格高騰対策支援金 Q&A

2026 年 8 月 5 日更新

1 交付対象者について

Q1-1:個人事業主は対象ですか。

A1-1:個人タクシー(1 人 1 車制個人タクシー)も対象です。

Q1-2:福祉タクシーは対象ですか。

A1-2:対象です。福祉輸送事業限定の事業者及び個人も対象です。

Q1-3:ハイヤー事業者は対象ですか。

A1-3:対象です。タクシー事業者が所有するハイヤー専用車両も対象です。

Q1-4:福祉有償運送など、自家用有償旅客運送(公共ライドシェア)を実施するものは対象ですか。

A1-4:対象外です。

支援金は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者及び車両が対象です。

Q1-5:本社は県外にありますが、営業所が愛知県内にある場合は対象ですか。

A1-5:道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者で、愛知県内に営業所を有する者が対象です。

なお、支援金の交付の対象となる車両は、交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置がある車両に限ります。

Q1-6:2026 年 7 月 1 日以降に開業した場合は対象ですか。

A1-6:2026 年 7 月 1 日時点において事業を営んでおり、かつ、同年 9 月 30 日まで事業を継続する予定の者が対象です。

2 交付対象車両について

Q2-1:年度内に新しく購入した車両は対象ですか。

A2-1:2026 年 6 月 30 日時点で、愛知運輸支局に届出がされていない車両は対象外です。ただし、2026 年 6 月 30 日時点で届け出されている車両について、老朽化等を理由に廃車し、その代替車両として導入された場合は対象となります。この場合、新旧の車両を合わせて1台とみなします。

Q2-2:リースやサブスクリプションにより使用している車両は対象ですか。

A2-2:事業用車両として届出されており、申請者と使用者が一致し、使用の本拠を愛知県内とする車両は対象です。

Q2-3:電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等の燃料油を使用しない車両は対象ですか。

A2-3:対象です。

Q2-4:交付申請日時点で、自動車検査証(車検証)の有効期間が切れている車両は対象ですか。

A2-4:対象外です。交付申請日時点で、有効期間内である必要があります。

交付申請日時点で、有効な自動車検査証記録事項の写しを提出してください。

3 申請手続きについて

Q3-1:申請は事業者単位で 1 回のみですか、それとも営業所単位で 1 回ですか。

A3-1:1 事業者につき 1 回のみ申請可能です。

Q3-2:書類に押印は必要ですか。

A3-2:不要です。

Q3-3:メールによる申請書類の提出は可能ですか。

A3-3:できません。

Q3-4:自動車検査証記録事項は申請する車両分必要ですか。

A3-4:申請する車両の台数分、全て写しを提出してください。

Q3-5:車検証が電子化され自動車検査証記録事項を紙で持っていないが、どうすればいいか。

A3-5:2025 年12月26日をもって紙での配布は終了となっています。「車検証閲覧アプリ」から PDFファイルを出力することもできます。詳しくは、国土交通省 電子車検証特設サイトをご確認ください。

<https://www.keikenkyo.or.jp/information/computerization/>

Q3-6:【郵送申請】消印有効ですか。

A3-6:当日消印有効ですが、不備等があった場合、支援金が交付できなくなる場合がありますので、お早目に申請してください。

Q3-7:【郵送申請】申請書は、鉛筆や消せるボールペンで記入してもいいですか。

A3-7:消すことができる筆記具は使用しないでください。油性ボールペンなど、消すことのできない筆記具を使用してください。

Q3-8:【郵送申請】申請書等は自署する必要がありますか。

A3-8:自署の必要はありません。PC 等で作成したものを提出いただいても構いません。

Q3-9:2025 度申請時の振込口座を覚えていないが、どうすればいいですか。

A3-9:2025 年度申請時の口座を覚えていない場合は、新たに振込口座を指定してください。
また、口座情報が分かる書類(通帳の表紙を開いた見開きページ又はキャッシュカード等の写し)を添付してください。

Q3-10:ネットバンキングで通帳がない場合、口座情報が分かる書類は何を出せばいいですか。

A3-10:アプリ等で口座情報が確認できる画面のスクリーンショット等を提出してください。

Q3-11:申請書の提出後、誤りに気が付いたため、申請書類を修正したいがどうすればいいですか。

A3-11:審査の進捗状況次第では、修正が間に合わない場合があります。申請内容に誤りがあった場合は、至急問い合わせメールアドレス(kotsu-nenryu@pref.aichi.lg.jp)に、修正したい内容と修正後の正しい申請書類一式をメール添付により送付してください。

4 補助金の交付について

Q4-1:交付が決定された場合、通知は届きますか。

A4-1:指定された口座への振込をもって、交付の決定とします。

電子申請の場合は、審査が完了した時点でステータスが【完了】となりますが、【完了】となってから振込までもお時間をいただきますので、予めご了承ください。

Q4-2:申請から振込までどれくらいの期間がかかりますか。

A4-2:適切な申請書の受理後、1か月程度を予定しています。

ただし、審査状況等により前後する場合がありますので、ご了承ください。